



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ
代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己
(コード番号6715 東証 第1部)
問合せ先 常務執行役員 管理統括本部長
加藤 英明
(TEL 027-253-1006)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更 ならびに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更にかかる定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 76 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしました。これに伴い、平成 29 年 5 月 12 日に公表しました平成 30 年 3 月期の配当予想を修正いたしますので併せてお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）や中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について、5 株を 1 株に併合（以下「本株式併合」といいます。）するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様が所有されている株式について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

19,179,800株（併合前95,899,000株）

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	23,974,816株
併合により減少する株式数	19,179,853株
併合後の発行済株式総数	4,794,963株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満	157名（4.44%）	189株（0.00%）
5株以上	3,383名（95.56%）	23,974,627株（100.00%）
合計	3,540名（100.00%）	23,974,816株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、保有株式が5株未満の株主様157名（所有株式数の合計189株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合の条件

本株式併合は、本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および上記「2. 株式併合」に伴い、変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後、これを定款から削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

（下線部分が変更部分）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、95,899千株とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>19,179,800株</u>とする。</p>
<p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>（単元株式数）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第6条および第8条の効力発生日は、平成29年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>

4. 配当予想の修正

平成 29 年 5 月 12 日に公表しました平成 30 年 3 月期の配当予想に関して、併合の割合に応じて 1 株当たり期末配当額を 5 倍とする旨の修正を行うものであります。配当予想の修正は、本株式併合に伴い、1 株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金		
	第 2 四半期末	期末	合計
前回予想（平成 29 年 5 月 12 日発表）	0.00 円	12.00 円	12.00 円
今回予想	0.00 円	60.00 円(注)	60.00 円
当期実績（平成 30 年 3 月期）	—	—	—
前期実績（平成 29 年 3 月期）	0.00 円	10.00 円	10.00 円

(注)平成 30 年 3 月期期末配当は、併合後（5 株を 1 株に併合）の株式を対象としております。

5. 日程

平成 29 年 5 月 29 日 取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日（予定） 定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 26 日（予定） 1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日（予定） 100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日（予定） 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および本株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合を実施する目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）や中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位の適切な水準に調整することを目的として、当社株式について、5株を1株に併合することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,800株	3個	760株	7個	なし
例②	1,673株	1個	334株	3個	0.6株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	584株	なし	116株	1個	0.8株
例⑤	15株	なし	3株	なし	なし
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例②、④、⑥のような場合）は、全ての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式数が端数株式になり、当社株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q 6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、1株当たりの資産価値は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

Q 7. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金に影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあたっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければなりませんか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を除く）

以 上